

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	平成31年4月6日 16時23分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市 <small>からす</small> 島南方沖 舞鶴港ミヨ埼灯台から真方位223°700m付近 (概位 北緯35°29.9' 東経135°22.5')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、浸水して沈没した。
事故調査の経過	平成31年4月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、魚釣りの目的で錨泊中、操縦者が船首部に置いていた釣り道具箱を取ろうとして体重移動したところ、船体が左舷側に傾斜し、海水が浸入して沈没した。 操縦者は、救命胴衣を着用し、本船の沈没前に携帯電話で友人に連絡して118番通報を依頼し、来援した海上保安庁の巡視艇により救助された。 本船は、後日、引き揚げられた。
分析	本船は、錨泊中、操縦者が左舷側に体重移動して船体の重心が偏ったことから、左舷側に傾斜し、船内に浸水して沈没したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、錨泊中、操縦者が左舷側に体重移動して船体の重心が偏ったため、左舷側に傾斜し、船内に浸水して沈没したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートは、船体の幅が狭くて傾きやすく、また、舷縁が低いので、片舷に重量が寄らないようにすること。